

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 を削る。

改正前	改正後			
	<u>別表第 1（第 2 条関係）</u>			
	<u>総務事務関係手数料</u>			
	<u>事 務</u>	<u>名 称</u>	<u>金 額</u>	<u>指定試験機関等</u>
1 <u>消防法（昭和23年法律第186号）第11条第 1 項前段の規定に基づく移送取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u>	<u>危険物移送取扱所設置許可申請手数料</u>	<u>次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>（1）危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項及び11の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95</u>		

		<p><u>メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)</u> 21,000円</p> <p>(2) <u>危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所</u> 87,000円</p> <p>(3) <u>危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所</u> 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額</p>	
2	<p><u>消防法第11条第1項後段の規定に基づく移送取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可</u></p>	<p><u>危険物移送取扱所変更許可申請手数料</u></p>	<p>1の項の金額の欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>

	<u>の申請に対する審査</u>		
3	<u>消防法第11条第5項の規定に基づく移送取扱所の設置の許可に係る完成検査</u>	<u>危険物移送取扱所設置完成検査手数料</u>	<u>1の項の金額の欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</u>
4	<u>消防法第11条第5項の規定に基づく移送取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	<u>危険物移送取扱所変更完成検査手数料</u>	<u>1の項の金額の欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u>
5	<u>消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく移送取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</u>	<u>危険物移送取扱所仮使用承認申請手数料</u>	<u>5,400円</u>
6	<u>消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付</u>	<u>危険物取扱者免状交付手数料</u>	<u>2,800円</u>
7	<u>危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基</u>	<u>危険物取扱者免状書換え手数料</u>	<u>(1) 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項に係る書換え</u> <u>700円</u>

<u>づく危険物取扱者 免状の書換え</u>		<u>(2) 危険物の規制に関する 政令第33条第5号に掲げる 事項に係る書換え</u> <u>1,600円</u>	
<u>8 危険物の規制に 関する政令第35条 第1項の規定に基 づく危険物取扱者 免状の再交付</u>	<u>危険物取 扱者免状 再交付手 数料</u>	<u>1,800円</u>	
<u>9 消防法第13条の 3第3項の規定に 基づく危険物取扱 者試験の実施</u>	<u>危険物取 扱者試験 手数料</u>	<u>(1) 甲種危険物取扱者試験</u> <u>5,000円</u> <u>(2) 乙種危険物取扱者試験</u> <u>3,400円</u> <u>(3) 丙種危険物取扱者試験</u> <u>2,700円</u>	<u>財団法 人消防 試験研 究セン ター（ 昭和59 年10月 1日に 財団法 人消防 試験研 究セン ターと いう名 称で設 立され た法人 をいう</u>

			。)
10 消防法第13条の 23の規定に基づく 危険物の取扱作業 の保安に関する講 習	危険物取 扱者保安 講習手 料	4,700円	
11 消防法第14条の 3第1項の規定に 基づく移送取扱所 の保安に関する検 査	危険物移 送取扱所 保安検査 手数料	次に掲げる移送取扱所の区分 に応じ、それぞれ次に定める 金額 (1) 危険物を移送するた めの配管に係る最大常用圧力 が0.95メガパスカル以上で あって、かつ、危険物を移 送するための配管の延長が 7キロメートル以上15キロ メートル以下の移送取扱所 70,000円 (2) 危険物を移送するた めの配管の延長が15キロメ ートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送 するための配管の延長が15 キロメートル又は15キロメ ートルに満たない端数を増 すごとに17,000円を加えた 金額	
12 消防法第17条の	消防設備	2,800円	

	<u>7 第 1 項の規定に 基づく消防設備士 免状の交付</u>	<u>士免状交 付手数料</u>		
13	<u>消防法施行令（ 昭和36年政令第37 号）第36条の5の 規定に基づく消防 設備士免状の書換 え</u>	<u>消防設備 士免状書 換え手 数 料</u>	(1) <u>消防法施行令第36条の 4 第 1 号から第 4 号までに 掲げる事項に係る書換え</u> 700円 (2) <u>消防法施行令第36条の 4 第 5 号に掲げる事項に係 る書換え</u> 1,600円	
14	<u>消防法施行令第 36条の6 第 1 項の 規定に基づく消防 設備士免状の再交 付</u>	<u>消防設備 士免状再 交付手 数 料</u>	1,800円	
15	<u>消防法第17条の 8 第 3 項の規定に 基づく消防設備士 試験の実施</u>	<u>消防設備 士試験手 数料</u>	(1) <u>甲種消防設備士試験</u> 5,000円 (2) <u>乙種消防設備士試験</u> 3,400円	<u>財団法人消防 試験研 究セン ター（ 昭和59 年10月 1日に 財団法人消防 試験研 究セン</u>

			ターと いう名 称で設 立され た法人 をいう 。)
16 消防法第17条の 10の規定に基づく 工事整備対象設備 等の工事又は整備 に関する講習	消防設備 士講習手 数料	7,000円	
17 火薬類取締法施 行令（昭和25年政 令第323号）第16条 第1項第1号の規 定に基づく火薬類 取締法（昭和25年 法律第149号）第3 条に規定する火薬 類の製造の許可の 申請に対する審査	火薬類製 造許可申 請手数料	220,000円	
18 火薬類取締法第 5条の規定に基づ く火薬類の販売営 業の許可の申請に 対する審査	火薬類販 売営業許 可申請手 数料	(1) 競技用紙雷管のみの販 売営業の許可の申請に係る 審査 25,000円 (2) その他の販売営業の許 可の申請に係る審査	

			110,000円
19	火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	火薬庫設置許可申請手数料	73,000円
20	火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	火薬庫変更許可申請手数料	8,300円
21	火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	火薬類製造施設完成検査手数料	41,000円
22	火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	火薬庫完成検査手数料	(1) 設置又は移転の工事に係る完成検査 41,000円 (2) 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査 23,000円
23	火薬類取締法第	火薬類譲	1,200円

	<u>17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査</u>	<u>渡許可申請手数料</u>		
24	<u>火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査</u>	<u>火薬類譲受許可申請手数料</u>	(1) <u>火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査</u> 2,400円 (2) <u>その他の譲受けの許可の申請に係る審査</u> ア <u>申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合</u> 3,500円 イ <u>その他の場合</u> 6,900円	
25	<u>火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査</u>	<u>火薬類輸入許可申請手数料</u>	(1) <u>申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合</u> 12,000円 (2) <u>その他の場合</u> 25,000円	
26	<u>火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査</u>	<u>火薬類消費許可申請手数料</u>	7,900円	
27	<u>火薬類取締法第31条第3項の規定</u>	<u>丙種火薬類製造保</u>	17,000円	<u>社団法人全国</u>

<u>に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</u>	<u>安責任者試験等手数料</u>		<u>火薬類保安協会（昭和47年4月1日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。）</u>
28 <u>火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付</u>	<u>丙種火薬類製造保安責任者免状等交付手数料</u>	<u>2,400円</u>	
29 <u>火薬類取締法第31条第7項において準用する同法第17条第8項の規定</u>	<u>丙種火薬類製造保安責任者免状等再</u>	<u>2,400円</u>	

<u>に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付</u>	<u>交付手数料</u>		
<u>30 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査</u>	<u>特定施設等保安検査手数料</u>	<u>41,000円</u>	
<u>31 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査</u>	<u>高压ガス製造許可申請手数料</u>	<u>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者</u> <u>((2)に掲げる者を除く。)</u> <u>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガス</u>	

の容積をいう。以下この
項、32の項及び46の項に
おいて同じ。)が1,000

万立方メートル以上の設
備 560,000円

イ 処理容積が100万立方
メートル以上1,000万立
方メートル未満の設備

340,000円

ウ 処理容積が50万立方メ
ートル以上100万立方メ
ートル未満の設備

220,000円

エ 処理容積が10万立方メ
ートル以上50万立方メ
ートル未満の設備

140,000円

オ 処理容積が25,000立方
メートル以上10万立方メ
ートル未満の設備

110,000円

カ 処理容積が5,000立方
メートル以上25,000立方
メートル未満の設備

86,000円

キ 処理容積が1,000立方
メートル以上5,000立方

メートル未満の設備

68,000円

ク 処理容積が200立方メ

ートル以上1,000立方メ

ートル未満の設備

54,000円

ケ 処理容積が100立方メ

ートル以上200立方メ

ートル未満の設備

31,000円

(2) 高圧ガス保安法第5条

第1項第1号に該当する者

であって移動式製造設備（

高圧ガスの製造のための設

備で移動することができる

ように設計したものをいう

。32の項及び46の項におい

て同じ。）のみを使用して

高圧ガスの製造をするもの

次に掲げる設備の区分に

応じ、それぞれ次に定める

金額

ア 処理容積が1,000万立

方メートル以上の設備

91,000円

イ 処理容積が500万立方

メートル以上1,000万立

方メートル未満の設備

75,000円

ウ 処理容積が100万立方

メートル以上500万立方

メートル未満の設備

60,000円

エ 処理容積が50万立方メ

ートル以上100万立方メ

ートル未満の設備

44,000円

オ 処理容積が10万立方メ

ートル以上50万立方メ

ートル未満の設備

27,000円

カ 処理容積が25,000立方

メートル以上10万立方メ

ートル未満の設備

21,000円

キ 処理容積が5,000立方

メートル以上25,000立方

メートル未満の設備

16,000円

ク 処理容積が1,000立方

メートル以上5,000立方

メートル未満の設備

13,000円

ケ 処理容積が200立方メ

		<u>メートル以上1,000立方メ ートル未満の設備</u> <u>11,000円</u> コ <u>処理容積が100立方メ ートル以上200立方メ ートル未満の設備</u> <u>7,400円</u>	
		<u>(3) 高圧ガス保安法第5条 第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の区分に 応じ、それぞれ次に定める 金額</u> ア <u>冷凍能力が3,000トン 以上の設備</u> <u>110,000円</u> イ <u>冷凍能力が1,000トン 以上3,000トン未満の設 備</u> <u>87,000円</u> ウ <u>冷凍能力が300トン以 上1,000トン未満の設備</u> <u>68,000円</u> エ <u>冷凍能力が100トン以 上300トン未満の設備</u> <u>54,000円</u> オ <u>冷凍能力が20トン以上 100トン未満の設備</u> <u>36,000円</u>	
32	高圧ガス保安法	高圧ガス	次に掲げる当該申請を行う者

第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査

製造施設等変更許可申請手数料

の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して1,000万立方メートル以上増加する場合

370,000円

イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未

満増加する場合

220,000円

ウ 変更後の処理容積が変

更前の処理容積に比して

50万立方メートル以上

100万立方メートル未満

増加する場合

150,000円

エ 変更後の処理容積が変

更前の処理容積に比して

10万立方メートル以上50

万立方メートル未満増加

する場合 93,000円

オ 変更後の処理容積が変

更前の処理容積に比して

25,000立方メートル以上

10万立方メートル未満増

加する場合 69,000円

カ 変更後の処理容積が変

更前の処理容積に比して

5,000立方メートル以上

25,000立方メートル未満

増加する場合 61,000円

キ 変更後の処理容積が変

更前の処理容積に比して

1,000立方メートル以上

5,000立方メートル未満

増加する場合 57,000円
ク 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して
200立方メートル以上
1,000立方メートル未満
増加する場合 39,000円
ケ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して
200立方メートル未満
増加する場合 26,000円
コ その他の場合
16,000円

(2) 高圧ガス保安法第5条

第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して
1,000万立方メートル以上増加する場合
65,000円

イ 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して

500万立方メートル以上
1,000万立方メートル未
満増加する場合

53,000円

ウ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
100万立方メートル以上
500万立方メートル未満
増加する場合 44,000円

エ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
50万立方メートル以上
100万立方メートル未満
増加する場合 31,000円

オ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
10万立方メートル以上50
万立方メートル未満増加
する場合 18,000円

カ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
25,000立方メートル以上
10万立方メートル未満増
加する場合 14,000円

キ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
5,000立方メートル以上

25,000立方メートル未満
増加する場合 12,000円
ク 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
1,000立方メートル以上
5,000立方メートル未満
増加する場合 9,200円
ケ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
200立方メートル以上
1,000立方メートル未満
増加する場合 8,200円
コ 変更後の処理容積が変
更前の処理容積に比して
200立方メートル未満増
加する場合 5,100円
サ その他の場合
3,200円

(3) 高圧ガス保安法第5条

第1項第2号に該当する同
項の許可を受けた者 次に
掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

ア 変更後の冷凍能力が変
更前の冷凍能力（当該変
更が設備の全部又は一部
を撤去し、当該撤去する

設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円

イ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円

ウ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円

エ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円

オ 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円

		カ その他の場合 16,000円	
33 高圧ガス保安法 第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	高圧ガス 第一種貯蔵所設置許可申請手数料	25,000円	
34 高圧ガス保安法 第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	高圧ガス 第一種貯蔵所位置等変更許可申請手数料	(1) 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円 (2) その他の場合 11,000円	
35 高圧ガス保安法 第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス 製造許可に係る完成検査手数料	31の項の金額の欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 (高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査	

		を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	
36	<u>高圧ガス保安法</u> <u>第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</u>	<u>高圧ガス</u> <u>第一種貯蔵所設置許可に係る完成検査手数料</u>	18,750円
37	<u>高圧ガス保安法</u> <u>第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</u>	<u>高圧ガス</u> <u>製造施設等変更許可に係る完成検査手数料</u>	<u>32の項の金額の欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められ</u>

		<u>たものの完成検査にあつては、6,100円)</u>	
38 高圧ガス保安法 <u>第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</u>	高圧ガス 第一種貯蔵所位置 等変更許可に係る 完成検査 手数料	34の項の金額の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	
39 高圧ガス保安法 <u>第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査</u>	輸入高圧 ガス検査 手数料	(1) 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査 27,000円 (2) 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査 21,000円 (3) 容積300立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査 13,000円	
40 高圧ガス保安法 <u>施行令(平成9年政令第20号)第18</u>	製造保安 責任者免 状交付手	3,400円	

	<u>条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付</u>	数料		
41	<u>高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付</u>	製造保安責任者免状再交付手数料	2,400円	
42	<u>高压ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の交付</u>	販売主任者免状交付手数料	3,400円	
43	<u>高压ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の再交付</u>	販売主任者免状再交付手数料	2,400円	
44	<u>高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</u>	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,000円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下	高压ガス保安協会

「電子情報処理組織により
受験願書を提出する場合」
という。)にあつては、8,500
円)

(2) 丙種化学責任者免状に
係る製造保安責任者試験
8,400円

(電子情報処理組織により
受験願書を提出する場合に
あつては、7,900円)

(3) 乙種機械責任者免状に
係る製造保安責任者試験
9,000円

(電子情報処理組織により
受験願書を提出する場合に
あつては、8,500円)

(4) 第二種冷凍機械責任者
免状に係る製造保安責任者
試験 9,000円

(電子情報処理組織により
受験願書を提出する場合に
あつては、8,500円)

(5) 第三種冷凍機械責任者
免状に係る製造保安責任者
試験 8,400円

(電子情報処理組織により
受験願書を提出する場合に

		あつては、7,900円)	
45 高圧ガス保安法 第31条第2項の規 定に基づく販売主 任者試験の実施	販売主任 者試験手 数料	(1) 第一種販売主任者免状 に係る販売主任者試験 7,600円 (電子情報処理組織により 受験願書を提出する場合に あつては、7,100円) (2) 第二種販売主任者免状 に係る販売主任者試験 6,000円 (電子情報処理組織により 受験願書を提出する場合に あつては、5,500円)	高圧ガ ス保安 協会
46 高圧ガス保安法 第35条第1項の規 定に基づく特定施 設の保安検査	保安検査 手数料	次に掲げる当該申請を行う者 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (1) 高圧ガス保安法第5条 第1項第1号に該当する同 項の許可を受けた者((2) に掲げる者を除く。) 次に 掲げる設備の区分に応 じ、それぞれ次に定める金 額 ア 処理容積が1,000万立 方メートル以上の設備 610,000円 イ 処理容積が100万立方	

メートル以上1,000立方メートル未満の設備

370,000円

ウ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備

250,000円

エ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備

150,000円

オ 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備

120,000円

カ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備

95,000円

キ 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備

75,000円

ク 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備

60,000円

ケ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備

33,000円

(2) 高圧ガス保安法第5条

第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備

95,000円

イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備

80,000円

ウ 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備

64,000円

エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備

47,000円

オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備

31,000円

カ 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備

22,000円

キ 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備

20,000円

ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備

15,000円

ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備

12,000円

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備

7,700円

(3) 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に

			<u>掲げる設備の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 冷凍能力が3,000トン</u> <u>以上の設備 120,000円</u> <u>イ 冷凍能力が1,000トン</u> <u>以上3,000トン未満の設</u> <u>備 95,000円</u> <u>ウ 冷凍能力が300トン以</u> <u>上1,000トン未満の設備</u> <u>76,000円</u> <u>エ 冷凍能力が100トン以</u> <u>上300トン未満の設備</u> <u>60,000円</u> <u>オ 冷凍能力が20トン以上</u> <u>100トン未満の設備</u> <u>42,000円</u>
<u>47 高圧ガス保安法</u> <u>施行令第18条第2</u> <u>項第3号の規定に</u> <u>基づく高圧ガス保</u> <u>安法第44条第1項</u> <u>に規定する容器検</u> <u>査又は同令第18条</u> <u>第2項第4号の規</u> <u>定に基づく同法第</u> <u>49条第1項に規定</u> <u>する容器再検査</u>	<u>容器検査</u> <u>又は容器</u> <u>再検査手</u> <u>数料</u>	<u>(1) 温度零下50度以下の液</u> <u>化ガスを充てんするための</u> <u>容器に係る容器検査又は容</u> <u>器再検査 次に掲げる容器</u> <u>の区分に応じ、それぞれ次</u> <u>に定める金額</u> <u>ア 内容積1,000リットル</u> <u>以上の容器 1個につき</u> <u>16,000円に1,000リット</u> <u>ル又は1,000リットルに</u> <u>満たない端数を増すごと</u>	

に1,600円を加えた金額

イ 内容積500リットル以

上1,000リットル未満の

容器 1個 16,000円

ウ 内容積500リットル未

満の容器

1個 6,600円

(2) 繊維強化プラスチック

複合容器又は圧縮天然ガス

自動車燃料装置用容器

((1)に規定する容器を除

く。)に係る容器検査又は

容器再検査 次に掲げる容

器の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

ア 内容積150リットル以

上の容器 1個につき

320円に10リットル又は

10リットルに満たない端

数を増すごとに57円を加

えた金額

イ 内容積30リットル以上

150リットル未満の容器

1個 320円

ウ 内容積5リットル以上

30リットル未満の容器

1個 260円

エ 内容積1リットル以上

5リットル未満の容器

1個 180円

オ 内容積1リットル未満

の容器 1個 150円

(3) 高強度鋼容器 ((1)又

は(2)に規定する容器を除

く。)に係る容器検査又は

容器再検査 次に掲げる容

器の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

ア 内容積30リットル以上

の容器 1個につき220

円に10リットル又は10リ

ットルに満たない端数を

増すごとに4円を加えた

金額

イ 内容積5リットル以上

30リットル未満の容器

1個 220円

ウ 内容積1リットル以上

5リットル未満の容器

1個 160円

エ 内容積1リットル未満

の容器 1個 140円

(4) その他の容器に係る容

器検査又は容器再検査 次

		<p>に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額</p> <p>イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個 7,100円</p> <p>ウ 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個 800円</p> <p>エ 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個 210円</p> <p>オ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個 170円</p> <p>カ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個 110円</p> <p>キ 内容積1リットル未満の容器 1個 90円</p>	
48 高圧ガス保安法 施行令第18条第2	附属品検査又は附	(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自	

<p><u>項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査</u></p>	<p><u>属品再検査手数料</u></p>	<p><u>動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 内容積150リットル以上の容器 1個 31円</u></p> <p><u>イ 内容積150リットル未満の容器 1個 24円</u></p> <p><u>(2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個 1,100円</u></p> <p><u>イ 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個 540円</u></p> <p><u>ウ 内容積500リットル未満の容器 1個 21円</u></p>
<p><u>49 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に</u></p>	<p><u>容器検査所登録又は登録更</u></p>	<p><u>16,000円</u></p>

<u>基づく高圧ガス保 安法第50条第3項 に規定する容器検 査所の登録又は登 録の更新の申請に 対する審査</u>	<u>新手数料</u>		
<u>50 高圧ガス保安法 施行令第18条第2 項第3号の規定に 基づく高圧ガス保 安法第54条第2項 に規定する容器に 充てんする高圧ガ スの種類又は圧力 の変更に係る刻印 等</u>	<u>刻印等手 数料</u>	<u>1,400円</u>	
<u>51 武器等製造法（ 昭和28年法律第 145号）第17条第1 項の規定に基づく 猟銃等の製造の事 業の許可の申請に 対する審査</u>	<u>猟銃等製 造事業許 可申請手 数料</u>	<u>85,000円</u>	
<u>52 武器等製造法第 19条第1項の規定 に基づく猟銃等の 販売の事業の許可</u>	<u>猟銃等販 売事業許 可申請手 数料</u>	<u>73,000円</u>	

	<u>の申請に対する審査</u>		
53	<u>武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の種類の変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>猟銃等種類変更許可申請手数料</u>	<u>(1) 猟銃等製造事業に係る申請の場合 36,000円</u> <u>(2) 猟銃等販売事業に係る申請の場合 25,000円</u>
54	<u>武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく猟銃等の工場、事業場又は店舗の移転の許可の申請に対する審査</u>	<u>猟銃等工場等移転許可申請手数料</u>	<u>(1) 猟銃等製造事業に係る申請の場合 78,000円</u> <u>(2) 猟銃等販売事業に係る申請の場合 61,000円</u>
55	<u>電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付</u>	<u>電気工事士免状交付手数料</u>	<u>(1) 第一種電気工事士免状 5,900円</u> <u>(2) 第二種電気工事士免状 5,200円</u>
56	<u>電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基</u>	<u>電気工事士免状再交付手数料</u>	<u>2,600円</u>

	<u>づく電気工事士免状の再交付</u>		
57	<u>電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</u>	電気工事士免状書換え手数料	2,000円
58	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査</u>	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	31,000円
59	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付</u>	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	1通 630円
60	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基</u>	液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料	1回 460円

<u>づく液化石油ガス</u> <u>販売事業者登録簿</u> <u>を閲覧に供する事</u> <u>務</u>			
<u>61 液化石油ガスの</u> <u>保安の確保及び取</u> <u>引の適正化に関す</u> <u>る法律第29条第1</u> <u>項の規定に基づく</u> <u>保安機関の認定の</u> <u>申請に対する審査</u>	<u>保安機関</u> <u>認定申請</u> <u>手数料</u>	<u>34,000円と6,900円に新たに</u> <u>行う保安業務区分の数を乗じ</u> <u>て得た額との合計額</u>	
<u>62 液化石油ガスの</u> <u>保安の確保及び取</u> <u>引の適正化に関す</u> <u>る法律第32条第1</u> <u>項の規定に基づく</u> <u>保安機関の認定の</u> <u>更新の申請に対す</u> <u>る審査</u>	<u>保安機関</u> <u>認定更新</u> <u>申請手続</u> <u>料</u>	<u>14,000円と6,900円に保安業</u> <u>務区分の数を乗じて得た額と</u> <u>の合計額</u>	
<u>63 液化石油ガスの</u> <u>保安の確保及び取</u> <u>引の適正化に関す</u> <u>る法律第33条第1</u> <u>項の規定に基づく</u> <u>保安機関の保安業</u> <u>務に係る一般消費</u> <u>者等の数の増加の</u>	<u>一般消費</u> <u>者等の数</u> <u>の増加認</u> <u>可申請手</u> <u>数料</u>	<u>20,000円と6,900円に保安業</u> <u>務区分の数を乗じて得た額と</u> <u>の合計額</u>	

	<u>認可の申請に対する審査</u>		
64	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査</u>	<u>液化石油ガス販売事業者認定申請手数料</u>	<p>(1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 55,000円</p> <p>(2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合 80,000円</p> <p>(3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 110,000円</p>
65	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査</u>	<u>貯蔵施設等設置許可申請手数料</u>	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
66	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する</u>	<u>貯蔵施設等変更許可申請手</u>	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

る法律第37条の2
第1項の規定に基
づく貯蔵施設の位
置、構造若しくは
設備の変更又は特
定供給設備の位置
、構造、設備若し
くは装置の変更の
許可の申請に対す
る審査

数料

67 液化石油ガスの
保安の確保及び取
引の適正化に関す
る法律第37条の3
第1項の規定に基
づく同法第36条第
1項の許可に係る
貯蔵施設又は特定
供給設備の完成検
査

貯蔵施設
等設置許
可に係る
完成検査
手数料

31,000円に貯蔵施設又は特定
供給設備（高圧ガス保安法第
20条第1項又は第3項の規定
に基づき完成検査を受け、又
は自ら行い、同法第8条第1
号の技術上の基準に適合して
いると認められた液化石油ガ
スに係る施設（以下この項及
び68の項において「完成検査
合格施設」という。）である
ものを除く。）の数を乗じて
得た額と5,800円に完成検査
合格施設である貯蔵施設又は
特定供給設備の数を乗じて得
た額との合計額

68 液化石油ガスの
保安の確保及び取

貯蔵施設
等変更許

24,000円に変更に係る貯蔵施
設又は特定供給設備（完成検

<u>引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</u>	<u>可に係る完成検査手数料</u>	<u>査合格施設であるものを除く。)</u> の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
69 <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</u>	<u>充てん設備許可申請手数料</u>	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
70 <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変</u>	<u>充てん設備変更許可申請手数料</u>	19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

	<u>更の許可の申請に対する審査</u>		
71	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</u>	<u>充てん設備許可に係る完成検査手数料</u>	<u>36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</u>
72	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</u>	<u>充てん設備変更許可に係る完成検査手数料</u>	<u>27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</u>
73	<u>液化石油ガスの</u>	<u>充てん設</u>	<u>27,000円に検査に係る充てん</u>

	<u>保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査</u>	<u>備保安検査手数料</u>	<u>設備の数を乗じて得た金額</u>	
74	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付</u>	<u>液化石油ガス設備士免状交付手数料</u>	<u>3,300円</u>	
75	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付</u>	<u>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</u>	<u>2,300円</u>	
76	<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項の規定に基づく液</u>	<u>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</u>	<u>1,200円</u>	

	<u>化石油ガス設備士 免状の書換え</u>			
77	<u>液化石油ガスの 保安の確保及び取 引の適正化に関す る法律第38条の5 第2項の規定に基 づく液化石油ガス 設備士試験の実施</u>	<u>液化石油 ガス設備 士試験手 数料</u>	<u>20,700円</u> <u>(電子情報処理組織により 受験願書を提出する場合に あつては、20,200円)</u>	<u>高圧ガ ス保安 協会</u>
78	<u>電気工事業の業 務の適正化に関す る法律(昭和45年 法律第96号)第3 条第1項の規定に 基づく電気工事業 者の登録の申請に 対する審査</u>	<u>電気工事 業登録申 請手数料</u>	<u>22,000円</u>	
79	<u>電気工事業の業 務の適正化に関す る法律第3条第3 項の規定に基づく 更新の登録の申請 に対する審査</u>	<u>電気工事 業更新登 録申請手 数料</u>	<u>12,000円</u>	
80	<u>電気工事業の業 務の適正化に関す る法律第10条第2 項の規定に基づく</u>	<u>登録証訂 正手数料</u>	<u>2,200円</u>	

<u>登録証の訂正</u>			
81	<u>電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定に基づく登録証の再交付</u>	<u>登録証再交付手数料</u>	<u>2,200円</u>
82	<u>電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付</u>	<u>登録電気工事業者登録簿謄本交付手数料</u>	<u>1通 600円</u>
83	<u>電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿を閲覧に供する事務</u>	<u>登録電気工事業者登録簿閲覧手数料</u>	<u>1回 440円</u>

別表第1（第2条関係）

地域振興事務関係手数料

[略]

別表第2（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
----	----	----	---------

別表第2（第2条関係）

政策地域事務関係手数料

[略]

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
----	----	----	---------

[略]	
2の2 [略]	[略]
3 [略]	[略]
[略]	
13 <u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生</u>	<u>建築物環境衛生一般管理業者登録手数料</u> 45,000円

[略]	
2の2 [略]	[略]
2の3 <u>土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査</u>	<u>汚染土壤処理業許可更新申請手数料</u> 218,000円
2の4 <u>土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>汚染土壤処理業変更許可申請手数料</u> 216,000円
3 [略]	[略]
[略]	
13 <u>削除</u>	

的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録

[略]

別表第3（第2条関係）

[略]

別表第4（第2条関係）

[略]

別表第5（第2条関係）

[略]

別表第6（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5	[略]		

[略]

別表第4（第2条関係）

[略]

別表第5（第2条関係）

[略]

別表第6（第2条関係）

[略]

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5	[略]		

<p>号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第15号ハ</u>に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務</p>		<p>号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第14号ハ</u>に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務</p>	
[略]		[略]	
<p>36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定</p>	[略]	<p>36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定</p>	[略]

の申請に対する審査	の申請に対する審査
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。